

枚方市教育委員会規則第 2 号

教育長職務代理者による事務の委任に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき教育長職務代理者（同法第13条第2項の規定により教育長の職務を行う者をいう。以下同じ。）が事務の委任を行うに際して必要な事項を定めることにより、教育委員会における事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

(委任)

第 2 条 教育長職務代理者が事務局の職員に委任する事務は、次に掲げる事務以外の事務とする。

- (1) 総合教育会議に出席し、市長と協議すること。
- (2) 教育委員会の会議を主宰すること。
- (3) 教育長として行事に出席すること。

2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 位 副教育長の職にある者
- (2) 第 2 位 総合教育部長の職にある者
- (3) 第 3 位 学校教育部長の職にある者

(事務処理の原則)

第 3 条 前条第 1 項の規定による委任を受けている職員（以下「教育長職務代理者受任者」という。）が同項に定める委任事務を処理するに際しては、次により行わなければならない。

- (1) 文書の発信者名は、教育長職務代理者の氏名を用いること。
- (2) 教育長職務代理者受任者として教育委員会の意思決定に関与する場合においては、本来の職としての権限行使は要しないこと。

附 則 [令和6年3月29日公布]

この規則は、公布の日から施行する。